

## 1 国・道州・基礎自治体の役割分担

### <各府県の施策の重複事例と広域連携事例>

- ① 関西の空港整備の状況、関空への各自治体の出資比率
- ② 関西の重要港湾の整備状況、一関港化への動き
- ③ 琵琶湖・淀川流域圏と再生計画
- ④ 関西圏におけるライフサイエンス国際拠点形成の状況
- ⑤ Nox 及びディーゼル黒煙の広域排出規制について
- ⑥ 廃棄物の広域的処理（大阪湾フェニックス計画、産業廃棄物の府県外への移動量等）
- ⑦ 公設試験研究機関（⑦-1 農林水産系、⑦-2 工業系）\*第1回会合資料の修正
- ⑧ 高度医療機関（⑧-1 がん診療連携拠点病院、⑧-2 小児総合医療施設）\*第1回会合資料の修正

### <主な行政分野における国と地方の役割分担の現状と、道州制下において想定される役割分担>

- ⑨ 28 次地方制度調査会専門小委員会資料
- ⑩ 全国知事会道州制特別委員会「分権型社会における広域自治体のあり方」(H18.6) 別紙
- ⑪ 行政課題（道路、教育、国際観光振興）を例に役割分担の現状と道州制導入のメリットを概観

## 2 府県合併、広域連合など現行制度を前提とした改革の限界

- ⑫ 第1回会合提出の俯瞰資料に加え、各報告、提言等から抜粋
- ⑬ 関西分権改革推進協議会の調査票の記述から抜粋（府県市名は伏す。広域連合による取り組みの課題・限界の指摘）

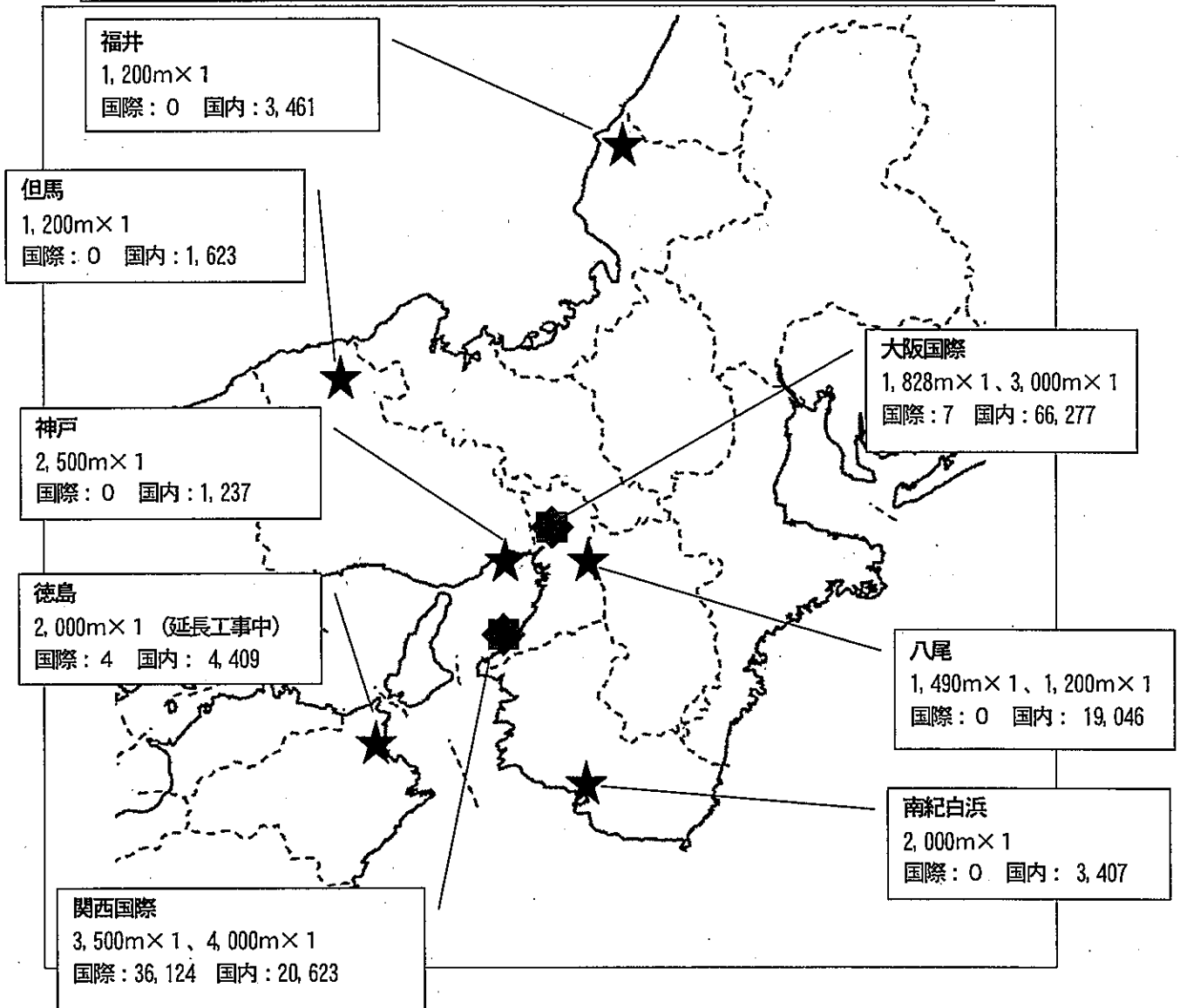
## 3 そのほか

- ⑭ 近畿2府7県の概況〔人口、面積、総生産、ひとり当たり税収、ひとり当たり所得、市町村数、公務員数（府県、市町村）、地方議会議員数（府県、市町村）〕
- ⑮ 近畿2府7県の過疎市町村の分布状況
- ⑯ 主要国の制度（広域自治体と大都市制度）について
- ⑰ 近畿圏及び九州圏域における域内最大都市と県庁所在都市間の鉄道時間及び距離について



## 関西の空港整備状況

〔上段：空港名、 中段：滑走路整備状況、 下段：着陸回数実績（平成17年度）〕

関西国際空港事業に対する  
地方公共団体の負担（\*）

\*負担には、出資金、無利子貸付を含む。金額の単位は億円。

## 〔そのほかの取組み〕

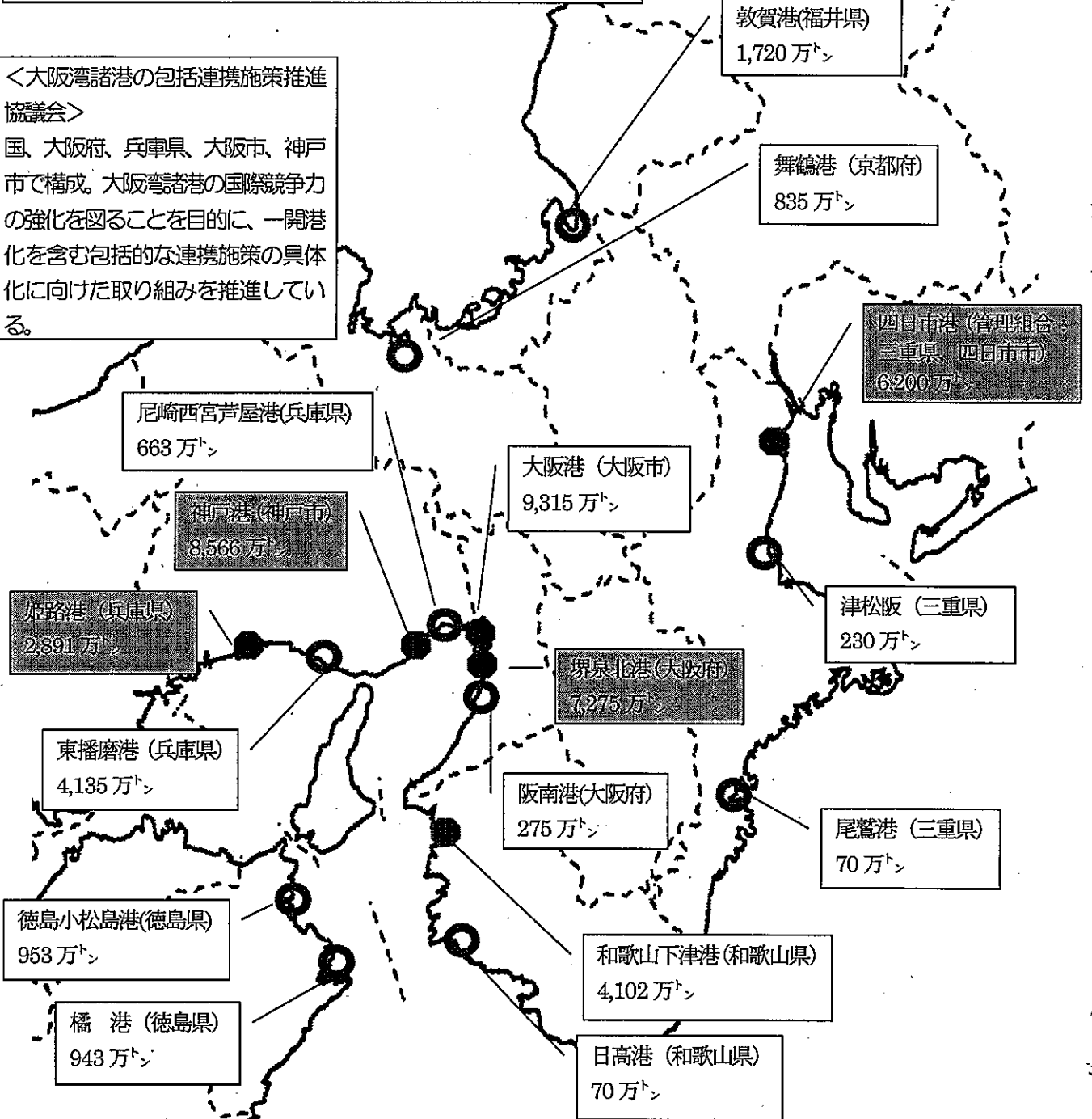
「関西国際空港全体構想促進協議会」（関西の自治体と経済団体等で構成）及び「関西国際空港利用促進本部」（国土交通省、関西の自治体、経済団体、民間企業等で構成）により、国内外へのエアポート・プロモーションや関空へのアクセスの向上や際内乗り継ぎの改善等に取り組んでいる。

自治体	第1期事業		第2期事業	
	金額	割合	金額	割合
大阪府	396.92	50.56%	1161.20	55.49%
大阪市	198.32	25.26%	580.50	27.74%
和歌山県	55.13	7.02%	97.01	4.64%
兵庫県	55.13	7.02%	97.01	4.64%
神戸市	27.56	3.51%	48.43	2.31%
奈良県	7.33	0.93%	12.94	0.62%
京都府	9.18	1.17%	16.10	0.77%
京都市	5.50	0.70%	9.64	0.46%
滋賀県	7.33	0.93%	12.94	0.62%
三重県	3.66	0.47%	6.46	0.31%
福井県	3.66	0.47%	6.46	0.31%
徳島県	14.69	1.87%	25.75	1.23%
堺市	0.59	0.08%	18.06	0.86%
合計	785.00	100.00%	2092.50	100.00%

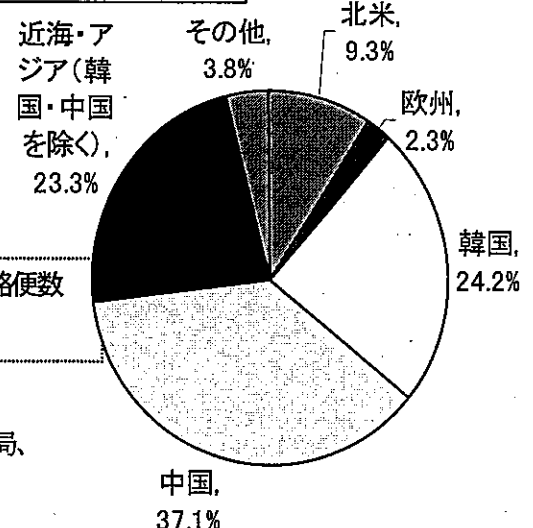
（出典：国土交通省「平成17年度空港管理状況調査」などから作成）

関西の重要港湾整備状況  
〔( )内:港湾管理者、下段:全体取扱貨物量(平成16年)〕

＜大阪湾諸港の包括連携施策推進協議会＞  
国、大阪府、兵庫県、大阪市、神戸市で構成。大阪湾諸港の国際競争力の強化を図ることを目的に、一関港化を含む包括的な連携施策の具体化に向けた取り組みを推進している。



○ 重要港湾  
● 特定重要港湾



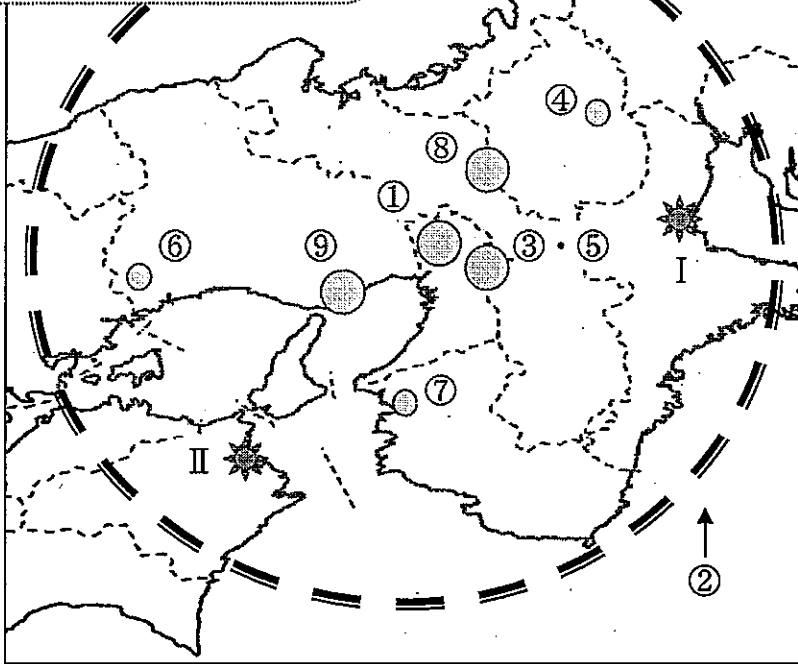
わが国の港湾への国際コンテナ航路便数(便/週)の地域・国別シェア

(出典:国土交通省「港湾管理者一覧表」、国土交通省港湾局、各地方整備局、各港湾管理者のホームページ等から作成)



<凡例>

- 関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想実現のためのプロジェクト
- ★ その他のライフサイエンス拠点



● 関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想

関西には、ライフサイエンスに関する大学・研究機関・企業等が多数立地しており、日本のバイオ研究の中心的存在であり、こうした関西地域のバイオ分野におけるポテンシャル、それを活かした事業構想を推進・相互連携を強めていくため、地元における産学官の連携体制として、H13年8月に「関西バイオ推進会議」が設立された。H14年6月の第2回会議において、大阪圏のライフサイエンスの国際拠点形成に関して地元として取り組む基本的な方向や具体的な事業内容を明らかにする「関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想」が策定された。(基本構想の主な内容)

関西経済全体への波及効果が見込める「創業」及び「再生医療」を重点分野とし、バイオインフォマティクス等の関連分野を含め、共同研究の実施等により各拠点間の連携を図りつつ、基礎研究から産業化まで一貫して支援する体制を整備する。

● 基本構想実現のためのプロジェクトの概要

①「彩都ライフサイエンスパーク構想」 (平成16年春、一部まちびらき)	【バイオメディカル分野中心にライフサイエンス全般】	大阪府、国際文化公園都市(株)、彩都ライフサイエンス懇談会等
②バイオ情報ハイウェイ構想 (平成14年度から順次具体化)	【バイオメディカル分野中心にライフサイエンス全般(創業、生活習慣病や老人性疾患など新治療技術、生命情報処理技術や微細加工生命技術など融合技術)】	大阪府、大阪商工会議所
③「関西文化学術研究都市メディカルコンプレックス構築プロジェクト」	【移植医療の学際研究を中心に広範囲】	京都府、(財)関西文化学術研究都市推進機構
④長浜バイオ大学をはじめとする学術研究基盤を核としたバイオ産業創出プロジェクト	【環境、食品・農業、医療】	滋賀県、長浜市、びわこバイオ産業コンソーシアム滋賀バイオ技術フォーラム
⑤「ヒューマン・エルキュープ産業創成のための研究プロジェクト」	【ライフサイエンス・リビング・ラーニング・インテリジェント生活支援システム、複合医療材料、次世代医療診断チップ、高付加価値タンパク質、家電製品、教育コンテンツ】	奈良県、京都府、大阪府、(財)関西学研機構、(株)けいはんな、ヒューマン・エルキュープ事業推進本部・同委員会、(財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団等
⑥「光科学技術を核としたバイオ産業の創出」	【創業、健康・福祉、環境】	兵庫県、(財)ひょうご科学技術協会
⑦「和歌山バイオ戦略」	【食糧バイオ、環境バイオ】	和歌山県、生命工学デザインによる共同研究検討会等
⑧「京都バイオシティ構想」	【医・工連携、環境、有用物質生産】	京都市、京都市ライフサイエンス推進懇談会、(財)京都高度技術研究所等
⑨「神戸医療産業都市構想」	【臨床研究支援、再生医療、医療機器】	神戸市、(財)先端医療振興財団、神戸医療産業都市構想研究会等

● その他のライフサイエンス拠点

I みえメディカルバレー構想	【健康・医療・福祉産業の創出と集積】	三重県
II とくしま健康・医療クラスター創生構想	【医療分野の新事業創出・集積】	徳島県、徳島大学

(出典: 参考文献: (社)関西経済連合会HP「関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想、概要版」)

NOx及びディーゼル黒煙の広域排出規制について

- ・自動車NOx・PM法の対策地域を有する首都圏（4都県）では共同して条例を制定し、規制対象とならない法対象地域外からの流入車規制を行っている。しかし、関西の場合、大阪府（37市町）と兵庫南東部（13市町）に限られているため、共同で流入車対策を行うとの機運は無い。
- ・一方、京阪神7府県市では、「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」を組織し、窒素酸化（NOx）当の排出が少ない低排出ガス車（※LEV-7）の指定及び拡大普及や、広域的なディーゼル車対策の検討を行っている。

市販自動車の中でも、より窒素酸化物等の排出量の少ない自動車について、年3回程度メーカーから募集の上、排出ガス値が指定基準以下と認められた自動車を「LEV-7」（レブセブン：京阪神7府県市指定低排出ガス車、LEVはLow Emission Vehicleの略）として指定し、その普及促進を図る。

京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会

事業計画策定、予算調整、各都府県の総合調整、部会合意事項の最終決定、専門委員会の招集・諮問

LEV-7審査・指定部会

募集・指定・公表（年3回）基準改正

指定審査・基準改正

技術専門委員会（学識経験者）

ディーゼル車対策検討部会

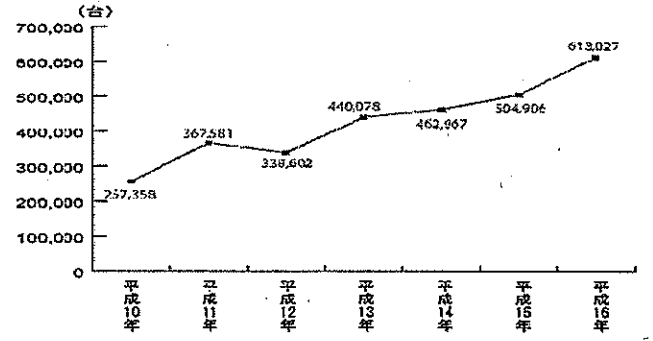
排出ガス低減技術、使用過程車対策技術開発動向の調査・研究、代替車両の調査・研究、排出量抑制の実行方策の検討

普及方策検討部会

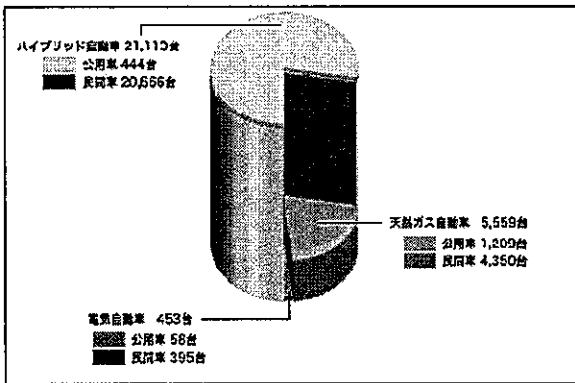
大量普及に向けたインセンティブメニューの検討（例/グリーン配送、啓発活動の展開）啓発活動の展開

7府県市におけるLEV-7の販売状況

（各年度末現在）

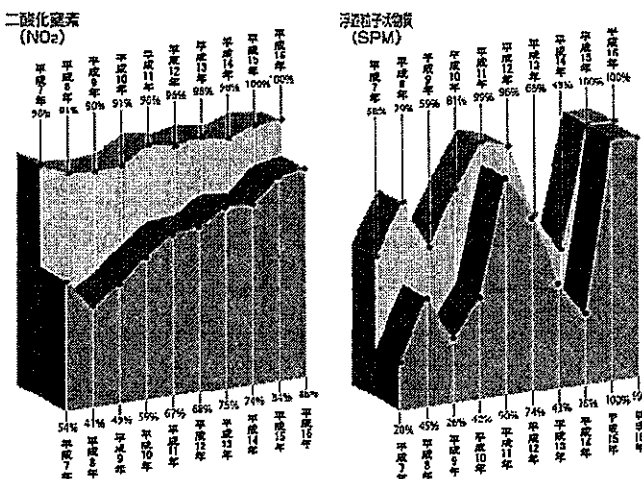


低公害車普及台数



平成16年度末現在		ハイブリッド自動車	天然ガス自動車	電気自動車	合計
京都市	民間車	3,480	350	21	3,851
	公用車	87	82	11	180
京都市		19	48	1	68
大阪府	民間車	9,424	3,123	288	12,835
	公用車	222	947	38	1,207
大阪府		25	504	16	545
兵庫県	民間車	7,762	877	86	8,725
	公用車	135	180	9	324
神戸市		8	27	0	35
合計	民間車	20,666	4,350	395	25,411
	公用車	444	1,209	58	1,711
		21,110	5,559	453	27,122

7府県市域の環境基準達成状況の推移



自動車の排出ガスのうち二酸化窒素（NO2）や浮遊粒子状物質（SPM）は、大気汚染の主な要因となっている。

NO2などの窒素酸化物（NOx）は、呼吸器に影響を与えるほか、光化学スモッグの原因となります。また、SPMは、大気中に浮遊している粒径10μm以下の粉じんのことをいい、これも呼吸器に影響を与えている。

NO2やSPMに関しては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が法に基づき定められている。7府県市域における環境基準達成状況をみると、一般環境大気測定局については近年著しい改善が見られるが、自動車排出ガス測定局については約15%が未達成となっている。

## 廃棄物の広域的処理

### 《大阪湾フェニックス計画》

- 大阪湾の埋立てにより、長期安定的・広域的に廃棄物を訂正処理するために推進。近畿内陸部で高密度の土地利用が進み、最終処分場を確保することが困難であることが背景。
- 廃棄物の適正処理と生活環境の保全とあわせ、②港湾整備と港湾機能の再編・拡充、③新たな埋立地を活用した地域の発展の3つを目的とする。
- 「広域臨海環境整備センター法」に基づいて設立された法人（大阪湾広域臨海環境整備センター）により事業実施。同センターには廃棄物の受け入れ対象となる地方自治体と港湾管理者が出資。
- 近畿2府4県177市町村を受入対象区域としている。

埋立場所名 (開始時期)	位置	面積 (ha)	埋立容量(万m)				
			一般廃棄物	産業廃棄物・災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 (H2.1)	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 (H4.1)	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	220	290	630	460	1,600
神戸沖 (H13.12)	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	800	400	300	0	1,500
大阪沖 (建設中)	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	770	350	280	0	1,400
合計		499	2,180	1,760	2,480	1,180	7,600

### 〈最終処分を目的とした産業廃棄物の府県外移動量〉 (平成12年度、万トン/年)

	府県外移動量	移動先1位	同 2位	同 3位
滋賀県	8.5	福井県 3.4	三重県 2.2	奈良県 1.1
京都府	9.7	滋賀県 3.1	岡山県 1.4	福井県 1.1
大阪府	11.5	岡山県 3.7	奈良県 2.5	三重県 1.7
兵庫県	33.5	大阪府 13.3	岡山県 9.0	福岡県 5.5
奈良県	2.5	愛知県 1.4	三重県 0.8	大阪府 0.2
和歌山県	14.5	大阪府 10.9	福岡県 2.2	奈良県 1.0
合計	80.1	大阪府 24.8	岡山県 14.1	福岡県 9.0

\*万トン未満は四捨五入のため、一部合計値が一致しない。

\*府県外移動量 80.1万トンのうち約43万トンが近畿圏外に移動。

当時はフェニックス計画のうち泉大津沖の埋立が進んでおり、大阪府への移動量が多いのはそれを反映したものである。

しかし、排出事業者はフェニックス計画の利用を義務付けられているわけではなく、最も合理的な処分場を選択するので、各県とも近隣府県への移動が多くなる傾向にある。

また、液状の廃棄物等埋立処分ができないものは、フェニックス計画の利用ができない。

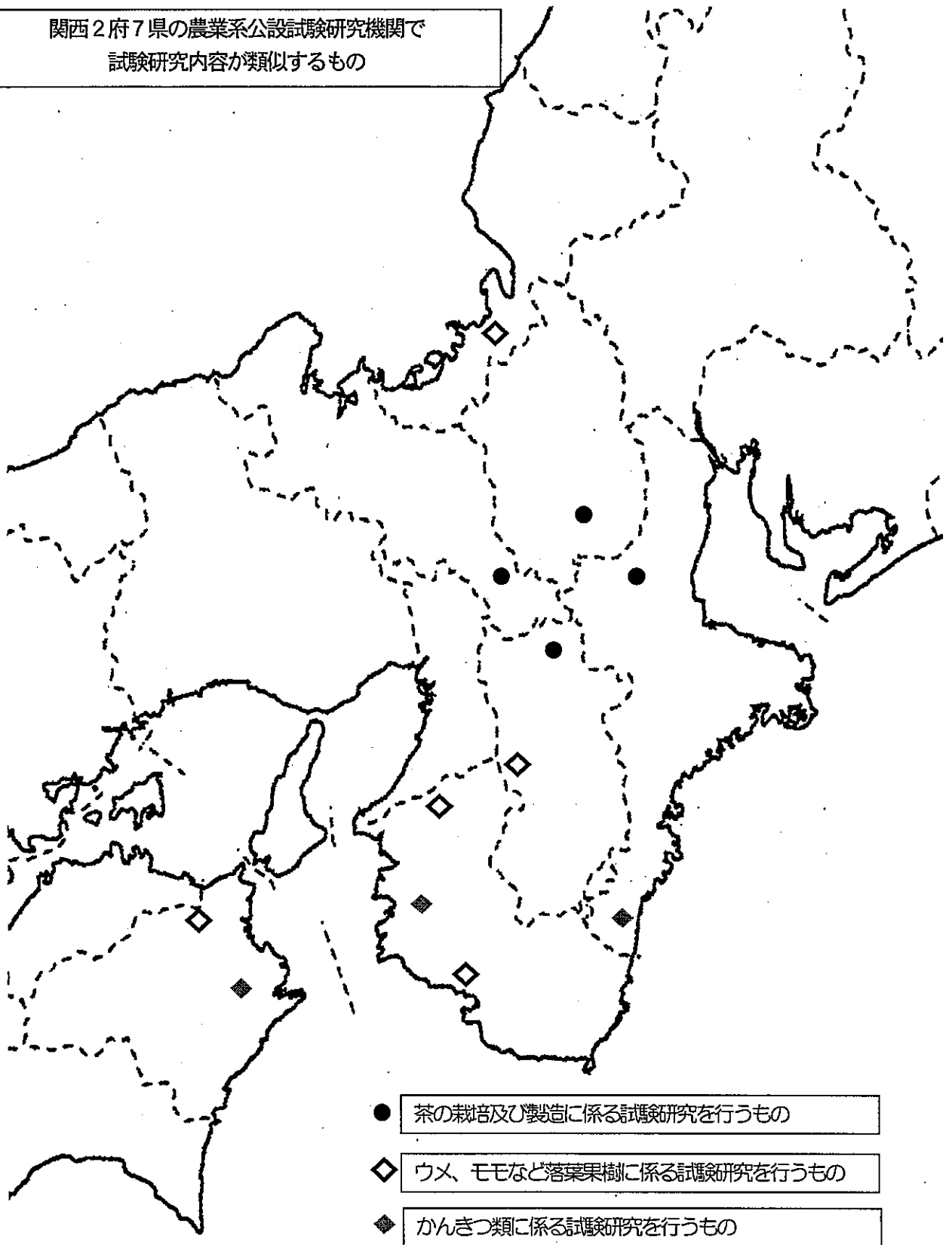
### 〈2府4県の産業廃棄物不法投棄件数・投棄量〉

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		3カ年度計	
	件数	投棄量(トン)	件数	投棄量(トン)	件数	投棄量(トン)	件数	投棄量(トン)
滋賀県	12	455	7	4,722	8	282	27	5,459
京都府	21	5,367	5	2,201	5	1,261	31	8,829
大阪府	0	0	3	45	1	700	4	745
兵庫県	11	3,677	7	443	12	14,607	30	18,727
奈良県	9	1,183	24	10,333	10	1,160	43	12,676
和歌山県	2	36	8	853	10	418	20	1,307
合計	55	10,718	54	18,597	46	18,428	155	47,743

〔出典：環境省報道提供資料「産業廃棄物の不法投棄等の状況」(H18.11.28)、京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会「毛阪神圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」(H15.3.20)、大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページから作成〕



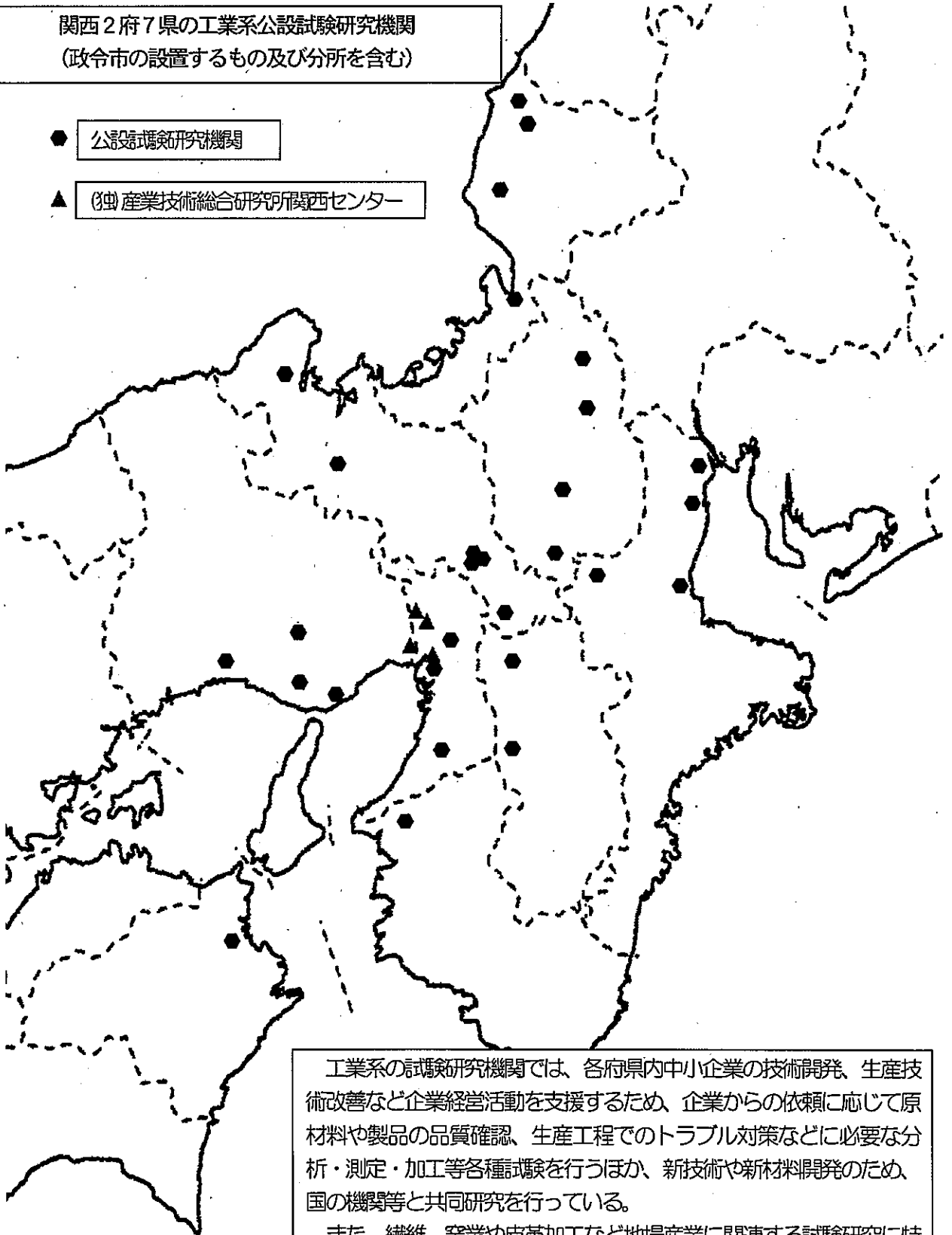
関西2府7県の農業系公設試験研究機関で  
試験研究内容が類似するもの



(出典：各県のホームページ等を基に作成)

関西2府7県の工業系公設試験研究機関  
(政令市の設置するもの及び分所を含む)

- 公設試験研究機関
- ▲ (独)産業技術総合研究所関西センター

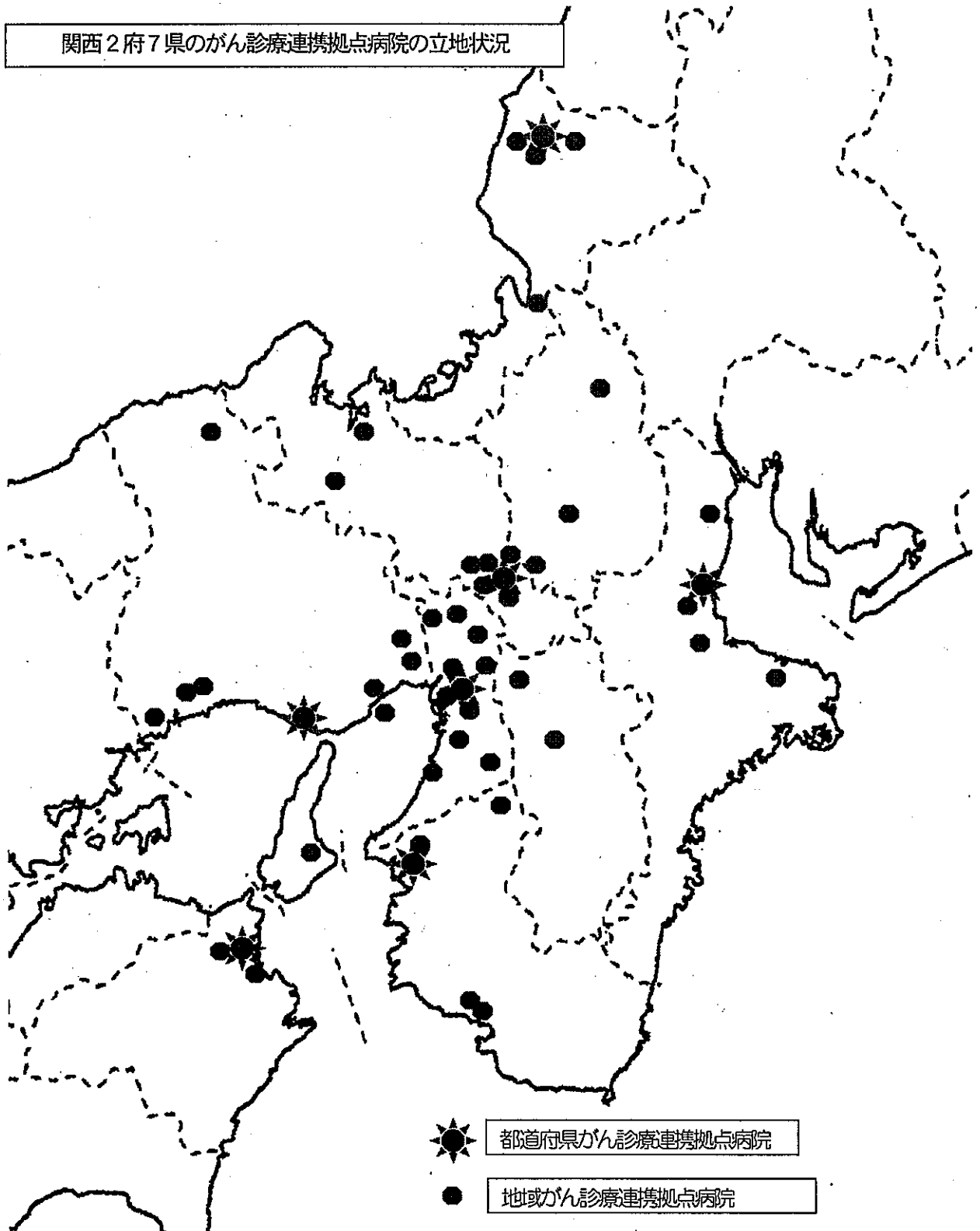


工業系の試験研究機関では、各府県内中小企業の技術開発、生産技術改善など企業経営活動を支援するため、企業からの依頼に応じて原材料や製品の品質確認、生産工程でのトラブル対策などに必要な分析・測定・加工等各種試験を行うほか、新技術や新素材開発のため、国の機関等と共同研究を行っている。

また、繊維、窯業や皮革加工など地場産業に関連する試験研究に特化しているものもある。

(出典：産業技術総合研究所及び各県のホームページ等を基に作成)

## 関西2府7県のがん診療連携拠点病院の立地状況



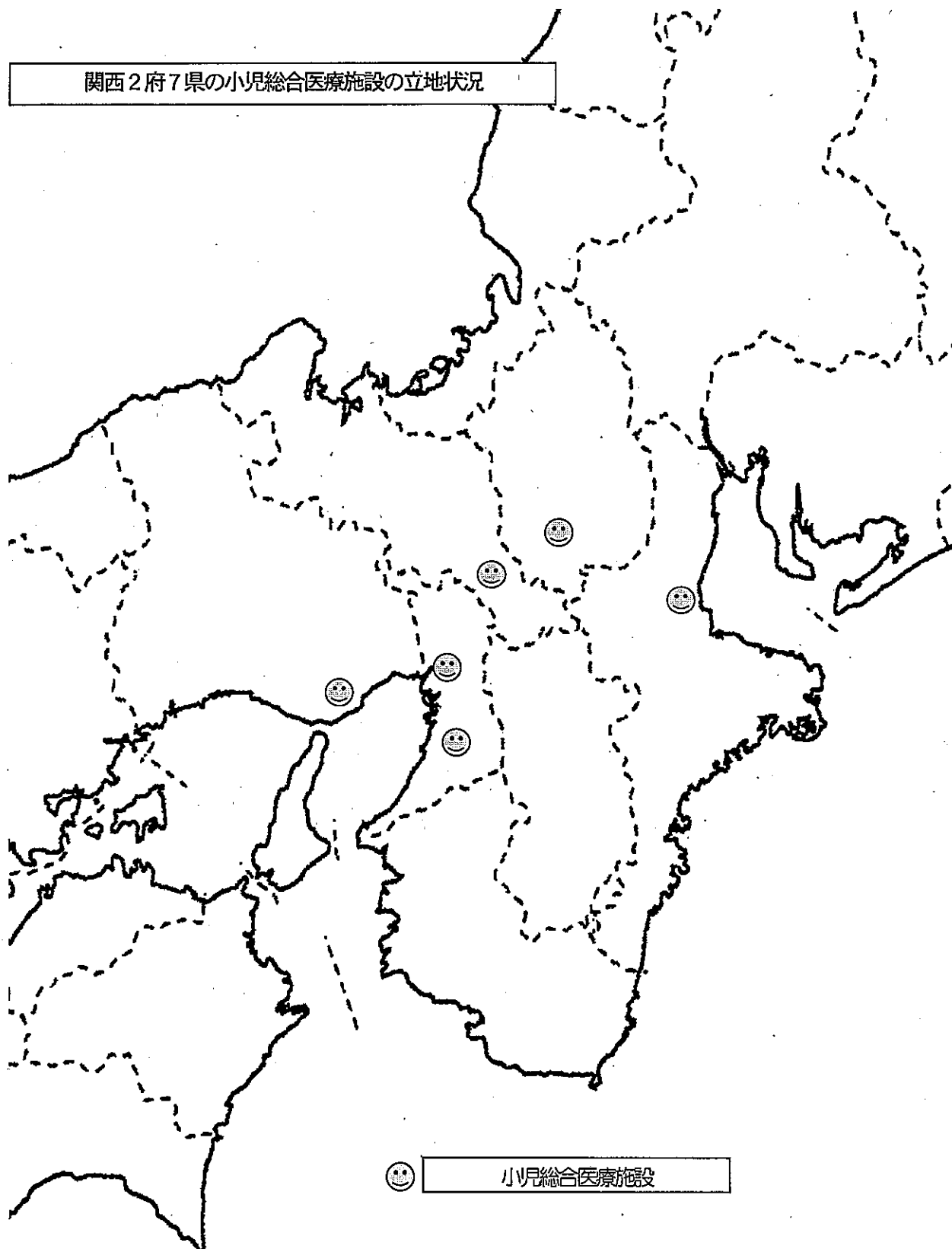
\*「がん診療連携拠点病院」は、全国どこでも適切ながん医療が受けられる体制の整備に向け、地域のがん診療の連携拠点として医療水準の引き上げを行う病院。都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が指定。

都道府県の中心ながん診療機能を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」（都道府県に1箇所程度）と、二次医療圏に1箇所程度設置される「地域がん診療連携拠点病院」がある。

自らが専門ながん医療の提供を行うほか、地域の医療機関の情報を把握し、地域のがん医療の体制構築に努めるほか、人材育成なども行う。

(出典：厚生労働省、国立がんセンターがん対策情報センター ホームページから作成)

関西2府7県の小児総合医療施設の立地状況



小児総合医療施設

\* 「小児総合医療施設」は、小児・青年の高度で包括的な医療を目的として設立され、その設立の目的にしたがって運営される施設。法的な定義ではなく、任意団体である「日本小児総合医療施設協議会」による定義。備えるべき条件（目標）として、①小児用に設計された病室及び検査施設（MRI、CT など）、②研究所あるいは研究施設、③24 時間利用可能な医学情報センター、④必要な専門医及び非医師専門職、⑤患者/看護士比率（1：1以下）などが定められている。

国・道州・基礎自治体の役割分担の考え方（第1回研究会参考資料「道州制に関する主な提言、主張」から抜粋）

	<p>第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18.6)</p>
<p>国と地方の役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。</li> <li>・ 道州は、①「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、②「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、③「人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務に軸足を移す。</li> <li>・ 市町村に対する補完事務は、合併の進展による市町村の規模・能力の拡充を踏まえ、「高度な技術や専門性が求められ、また行政対象が散在する事務」に重点化。</li> <li>・ 国は、「以上の考え方にして国と地方の事務区分のあり方を抜本的に見直し、国が本来果たすべき役割を除き、できる限り道州に移譲。（特に、各府省の地方支分部局）</li> <li>・ 道州と市町村の事務区分は、補完性の原理、近接性の原理に基づき適切に決定。</li> <li>・ 道州の事務を地域の実情に応じ市町村に移譲できるよう制度を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は外交、防衛、司法など国家としての基本的な役割を重点的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が担う。</li> <li>・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の見直しを含めた中央政府の見直しが行われなければならない。</li> <li>・ 住民生活に密接に関わる行政サービスは、市町村ができる限り総合的に担う。</li> <li>・ 広域自治体は市町村で完結しない広域的行政ニーズや、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担う。</li> </ul>
<p>国と道州の事務配分に関するメルクマール等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道州制下においても、国が担う事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際社会における国家としての存在に直接関わる事務</li> <li>② 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関わる事務</li> <li>③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要のある事務</li> <li>④ 国家として取り組むべき高度な科学技術や希少な資源に関する事務</li> <li>⑤ 国の行政組織に係る内部管理</li> </ol> </li> </ol> <p>これら以外は、2に準じて道州の事務に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 現在、国と都道府県の双方が対応している事務の新たな配分             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務の規模や範囲が複数の都道府県にわたることを理由に国が実施→道州へ</li> <li>② 大規模、影響が広範囲に及びものを国が実施→国全体のネットワーク形成は国、それ以外を道州へ。</li> </ol> </li> </ol>	<p>(広域自治体が担う事務のイメージ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置管理 一般国道、一級河川、地方空港 等</li> <li>② 産業振興及び雇用政策 産業振興や観光の基本方針、職業紹介・職業訓練 等</li> <li>③ 広域的防災対策 広域防災計画の策定、広域災害時における市町村消防の指揮・調整 等</li> <li>④ 圏域内の環境保全対策 地球温暖化防止対策、廃棄物対策、大気水質汚濁防止対策 等</li> <li>⑤ 高度技術や専門的知識を必要とする行政分野 高次医療、感染症対策、高等研究施設の設定運営 等</li> <li>⑥ 圏域内の市町村の補完及び連絡調整に関する事務</li> </ol>

	<p>第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18.6)</p>
<p>③ 国の指針に従い、都道府県が計画策定・実施→国の指針策定を限定。道州が企画立案から管理執行までを出来る限り一貫して担う。</p> <p>④ 国が全国一律の基準を設け、都道府県が実施→ナショナルミニマムなど国の基準を限定。道州が基準の設定を含め、企画立案から管理執行まで出来る限り一貫して担う。</p> <p>⑤ 役割分担が法令上の主体に専属させられていない施策→道州に一元化</p> <p>⑥ 設置・管理主体について法令上の限定のない施設→国の施設を基幹的・国家的なものに限定</p> <p>⑦ 国の機関が行う経由事務・連絡事務は廃止</p> <p>⑧ 国による広域調整などは原則廃止。道州間の広域調整は本府省で実施。</p> <p>⑨ 緊急時の国の支持等は必要な限り存置</p>		

出典：第24回国土計画委員会  
第24回国土計画委員会資料

「国と道州の役割分担のメルクマール(試案)」のイメージ

国と道州の役割分担の考え方

<p>現在、もっぱら国が実施している事務事業</p> <p>(1) 道州制の下でももっぱら国が担うべき事務</p>		<p>外交、防衛 など</p> <p>金融監督 労働基準の監督 など</p> <p>包括的な高速自動車国道の管理 国民年金 など</p> <p>宇宙・海洋開発 など</p> <p>国防、行政評価 など</p> <p>地方公共団体の財政調整 など</p>	<p>引き続き国が実施</p>
<p>(2) 道州制の下では、下記 2) に準じて役割分担すべき事務</p>		<p>旅客自動車運送事業の許可 など</p> <p>ホテル・旅館の登録・監督 など</p> <p>オン・オフ履取機物の製造許可 など</p> <p>農業者協同組合の設立認可 など</p> <p>道路、河川の管理 農地転用の許可等 など</p> <p>野生鳥獣の保護 など</p> <p>介護保険 義務教育 など</p> <p>地域産業復興策 無料職業紹介 など</p> <p>大学・病院の設置管理 など</p> <p>運輸免許に関する他公安委員会への通知 など</p> <p>災害対策に関する総合調整 など</p> <p>新感強指に係る受発の指示 など</p>	<p>(2-1)-①の事務に準じて役割分担する)</p> <p>(2-1)-②の事務に準じて役割分担する)</p> <p>(2-2)-①の事務に準じて役割分担する)</p>
<p>現在、国と道州が実施している事務</p>			
<p>(1) 1) 分型型</p> <p>① 2以上の都道府県にわたる場合は国が、都道府県の区域内の場合は都道府県が実施</p> <p>② 大規模・効果が広範囲なものを国が、それ以外を都道府県が実施</p>		<p>国</p> <p>都道府県</p> <p>道州</p>	<p>・道州の区域内にとどまる場合は道州が実施し、2以上の道州にわたる場合は関係道州が共同で実施</p> <p>・基本的に道州が実施することとし、国は基幹的なネットワーク形成に係る事務事業等を実施</p>
<p>(2) 2) 重層型</p> <p>① 国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県が計画等を策定するとともに実施</p> <p>② 国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県が実施</p>		<p>国</p> <p>都道府県</p> <p>道州</p>	<p>・国は本邦国が定めるべき指針等の策定に重点化するとともに、定める範囲や内容を見直すことにより、道州が企画立案から管理執行までできる限り一貫して担う</p> <p>・国はナショナルミニマム基準など国が本来定めるべき基準の設定に重点化し、道州が企画立案から管理執行までできる限り一貫して担う</p>
<p>(3) 3) 重層型</p> <p>① 役割分担が法令上一の主体に専属させられていない施策について、国と都道府県がそれぞれ実施</p> <p>② 設置主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県がそれぞれ設置</p>		<p>国</p> <p>都道府県</p> <p>道州</p>	<p>・原則として道州に一元化して実施</p> <p>・施設間の役割・機能の分担を明確にし、国は基幹的・国家的な施設の設定に限定</p>
<p>(4) 4) 連絡調整・関与型</p> <p>① 経由・連絡事務等を国が実施</p> <p>② 広域的な調整・関与を国が実施</p> <p>③ 緊急時における指示等を国が実施</p>		<p>国</p> <p>都道府県</p> <p>道州</p>	<p>・理由・連絡事務は廃止(道州が自ら行う)</p> <p>・原則として調整・関与は廃止(必要な場合には、本府省が行う)</p> <p>・生命・安全等に関し必要な限りにおいて存置</p>





分野	事務	現行		国と地方の関係		道府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	現行	国と地方が対象に応じて分	現行	道府県と市町村が対象に応じて分	国	地方
初防	砂防設備の管理	[地方支分部局] 砂防設備(和歌山府 を除く一つの都道府 県の区域を越える もの等)の管理 [地方整備局]	市町村	上段:現行 下段:道州制での考え 国と地方が対象に 対して実施 地方のみが実施	上段:現行 下段:道州制での考え 道府県のみが実施 2以上の市町村に わたる重要なもの を道州が実施し、 その他は市町村が 実施する 都道府県と市町村 が対象に 対して分担して実 施する 市町村のみが実施	[地方支分部局] 砂防設備の管理 (広域)	道州	砂防設備の管理 (広域)	市町村
下水道	下水道の管理		公共下水道の管理	地方のみが実施	地方のみが実施				
保安林	保安林の指定	保安林の指定(重 要流域)[森林管 理局]		国と都道府県が対象に 対して実施 地方のみが実施	国と都道府県が対象 に応じて分担して 実施 地方のみが実施	保安林の指定(広 域)		保安林の指定(広 域)	
公営住宅	公営住宅の管理		公営住宅の管理	地方のみが実施	地方のみが実施				
都市計画	市街化区域と市街化調整区域の区分	都市計画の決定に 係る大臣協議[地 方整備局]	市街化区域と市街 化調整区域の区分	地方の行う重要事 務に際しては国は 関与を行わない	都道府県のみが実 施	市街化区域と市街 化調整区域の区分 (大都市圏域)		市街化区域と市街 化調整区域の区分 (大都市圏域)	
開発行為の許可	開発行為の許可		開発行為の許可	地方のみが実施	地方のみが実施				
市街地再開発	市街地再開発		組合の設立及び個 人施行の認可	地方のみが実施	市町村のみが実施				
建築行為の許可	建築行為の許可		土地区画整理事業 の施行地区内にお ける建築行為の許 可	地方のみが実施	都道府県のみが実 施				
換地計画の認可	換地計画の認可		土地区画整理組合 等が施行する換地 計画の認可	地方のみが実施	市町村のみが実施				
建築確認	建築確認		建築確認	地方のみが実施	都道府県のみが実 施				
土地改良事業	土地改良事業	土地改良事業(大 規模なもの) [地方整備局]	土地改良事業	国と地方が対象に 対して実施 地方のみが実施	都道府県と市町村 が対象に 対して分担して実 施 市町村のみが実施	土地改良事業(広 域)		土地改良事業(広 域)	
屋外広告物	屋外広告物		屋外広告物の許 可、はり紙の除去 	地方のみが実施	地方のみが実施				

※:指定都市へ移譲されている事務 △:中核市まで移譲されている事務 ○:特別市まで移譲されている事務

2. 産業・経済に関する分野

分野	事務	現行		国と地方の関係		国と地方の関係		国と地方の関係		国と地方の関係	
		国	地方	国と地方	地方	国と地方	地方	国と地方	地方	国と地方	地方
中小企業	中心市街地の活性化	[地方支分部局] 基本方針の策定 中小小売商業高度化事業計画の策定 [経済産業局]	市町村 基本計画の作成 中小小売商業高度化事業計画の策定 [経済産業局]	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	市町村のみが実施 市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	市町村のみが実施 市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	市町村のみが実施 市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	市町村のみが実施 市町村のみが実施
産業政策	地域経済活性化	産業クラスター計画の策定・実施 [経済産業局]	市町村施策との連携	国と地方が重層的に実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国と地方が重層的に実施 地方のみが実施	市町村のみが実施
	伝統的工芸品産業の振興	復興計画の策定 (二以上の都道府県の区域にわたるもの) [経済産業局]	復興計画の策定 (市町村の区域にとどまるもの)	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施
	商店街整備	商店街整備計画の策定△		地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施
	商工会議所・商工会	商工会議所の設立認可 [経済産業局]	商工会の設立認可 [経済産業局]	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施	国、都道府県及び市町村が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	市町村のみが実施
	流通	流通業務施設の整備に関する基本方針の策定△		地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施
観光振興	旅行業の登録	国土交通大臣への申請に関する届出事務 [地方支分部局]	国内旅行のみ取扱業者に係る登録	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施
	ホテル及び旅館の登録	国土交通大臣への申請に関する届出事務 [地方支分部局]		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	地方のみが実施
農林水産	農地転用の許可	許可 (4ha以上) [地方農政局]	許可 (4ha未満)	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施	国と都道府県が対象に応じて分担して実施 地方のみが実施	地方のみが実施
	農業振興地域制度	農用地等の確保等に関する基本方針の策定 (本省)	農業振興地域整備基本方針の策定	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	地方のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	地方のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	地方のみが実施	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	地方のみが実施
	農用地の開発		農用地区域内における開発行為の許可	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施

※: 指: 指定都市へ移転されている事務 △: 中核市まで移転されている事務 ○: 特別市まで移転されている事務

分野	事務	現行地方		国と地方の関係		道州制導入時のイメージ	
		国 [地方支分部局]	都道府県 市町村	上段：現行 下段：道州制での考え 国と都道府県が対象に 対して分担して実施 地方のみが実施	上段：現行 下段：道州制での考え 国と都道府県が対象に 対して分担して実施 地方のみが実施	国 [地方支分部局]	道 州 市 町 村
	漁業許可	指定漁業の許可 (本省)	都道府県	国と都道府県が対象に 対して分担して実施 地方のみが実施	上段：現行 下段：道州制での考え 国と都道府県が対象に 対して分担して実施 地方のみが実施	国 [地方支分部局]	道 州 市 町 村
	産業協同組合の 設立認可	産業協同組合(都 道府県の区域を超 えるもの)の設立 認可(本省)	産業協同組合の設 立認可	国と都道府県が対象に 対して分担して実施 地方のみが実施	都道府県のみが実施 2以上の市町村にわたるも のを道州が実施し、その他 は市町村が実施する	産業協同組合の設 立認可(市町村の 区域を超える)	産業協同組合の設 立認可(市町村の 区域を超える)
エネルギー	電気事業者の許 可	電気事業者の許可 (一定規模以下に 限る。)[経済産 業局]		国のみが実施	国のみが実施	電気事業者の許可 (一定規模以下に 限る。)[経済産 業局]	
	原材料物産又は 燃料物産の製 錬事業者の指定	経済産業大臣への 申請に関する理由 申請[経済産業 局]		国のみが実施	国のみが実施	経済産業大臣への 申請に関する理由 申請[経済産業 局]	
	高圧ガスの規制	製造、販売・貯蔵 の許可※		地方のみが実施	都道府県のみが実施 市町村のみが実施		
公正取引	私的独占の禁止 不当表示防止	行為の差止め、営 業の一部譲渡(本 庁)		国のみが実施	国のみが実施	行為の差止め、営 業の一部譲渡(本 庁)	
	不当表示防止	都道府県への技術 的助言及び報告、是正 資料の要求、是正 の要求(本庁)	違反事業者に対 する指示 ・事業者に対する 報告書の徴収及び 立入検査	地方が行う事務に対して 国が関与を行う	都道府県のみが実施 道州のみが実施	都道府県への技術的 助言及び報告、資料 の要求、是正の要 求(本庁)	

※：指定都市へ移譲されている事務 △：中核市まで移譲されている事務 ○：特別市まで移譲されている事務

3. 交通・通信に関する分野

分野	事務	現行		国と地方の関係		都道府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ			
		国	市町村	上段：現状 下段：道州制での考え	上段：現状 下段：道州制での考え	国	市町村	国	道・州・市町村		
交通	鉄道事業の許可 〔地方支分部局〕 (本省)			国のみが実施	国のみが実施	上段：現状 下段：道州制での考え	上段：現状 下段：道州制での考え	鉄道事業の許可 (本省)	道・州	市町村	
	旅客自動車運送事業の許可〔バス・タクシ等〕	旅客自動車運送事業の許可〔地方路線を地方運輸局〕		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	道州のみが実施		旅客自動車運送事業の許可		
	貨物自動車運送事業の許可(トラック等)	貨物自動車運送事業の許可〔地方運輸局〕		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	道州のみが実施		貨物自動車運送事業の許可		
	旅客定期路線事業の許可	旅客定期路線事業の許可〔地方運輸局〕		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	道州のみが実施		旅客定期路線事業の許可		
	内航運業者の登録	内航運業者の登録〔地方運輸局〕		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	道州のみが実施		内航運業者の登録		
	自動車の新規登録	自動車の新規登録〔地方運輸局〕		国のみが実施	地方のみが実施	国のみが実施	道州のみが実施		自動車の新規登録		
	航空管制	航空管制		国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施		航空交通管制区 の告示指定 ・航空機の登録 ・航空運送事業の許可		
	一般放送事業者に対する認可等(地上・衛星)	一般放送事業者に対する認可等〔地方航空局〕		国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施		・有線放送事業者に対する認可 ・委託放送事業に対する認定 (本省)		
	有線テレビジョン放送事業者に対する認可等(CATV)	有線テレビジョン放送事業者に対する認可等〔総合通信局〕		国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施		総務大臣への申請に関する理由事務		
	電気通信事業者の登録	電気通信事業者の登録		国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施		総務大臣への申請に関する理由事務		
	電波監理	電波監理		国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施		無線局開設の免許付与、審査 ・無線従事者に対する免許の付与		

※：指定都市へ移譲されている事務 △：中核市まで移譲されている事務 ○：特別市まで移譲されている事務

4. 雇用・労働に関する分野

分野	事務	現行		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	国	地方
雇用	職業安定	[地方支分部局] 無料職業紹介(都道府県労働局)	都道府県(行) 無料職業紹介(行) 政施策実施のため	上段:現状 下段:道州制での考え 都道府県と市町村が重複して実施	道州制導入後 無料職業紹介
	職業訓練	職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、職業訓練校の設置(本省)	職業能力開発校の設置、職業能力開発短期大学校等の設置(任意)	国と地方が重複して実施 都道府県と市町村が重複して実施	職業能力開発短期大学校等の設置(原則) 職業能力開発短期大学校等の設置(任意)
労働	労働紛争の解決	労働、調停及び仲裁(2以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件)(中央労働委員会)	仲裁、調停及び仲裁	国と都道府県が対象に応じて分組して実施 地方のみが実施	労働、調停及び仲裁
	労働基準の監督	労働基準法に基づき、労働基準監督署の指揮監督(都道府県労働局)	労働基準法に基づき、労働基準監督署の指揮監督(都道府県労働局)	国のみが実施 国のみが実施	労働基準法に基づき、労働基準監督署の指揮監督(都道府県労働局)

※:指定都市へ移譲されている事務 △:中核市まで移譲されている事務 ○:特別市まで移譲されている事務

5. 福祉・健康などに関する分野

分野	事務	国		地方		国と地方の関係		都道府県と市町村の関係		国・地方		
		[地方支分部局]		都道府県	市町村	上段：現状 下段：道州制での考え方	上段：現状 下段：道州制での考え方	国と地方が重層的に実施 国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施 都道府県と市町村が重層的に実施	国	地方	
福祉・健康	生活保護			生活保護(実施)市及び福祉事務所設置の設置	市町村 生活保護(実施)市及び福祉事務所設置の設置	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	[地方支分部局]	市町村	
	老人福祉			介護事業者の指定	介護保険の実施	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	要介護認定、介護給付等の基幹決定	介護事業者の指定	市町村
				介護老人保健施設の開設許可△		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
				養老ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可、監修△		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
	障害者福祉			障害者福祉に関する市町村の連絡調整	障害者福祉サービスの実施	地方のみが実施	地方のみが実施	市町村のみが実施	市町村のみが実施			
				身体障害者更正相談所の設置※		国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	障害者更正相談所の設置(基幹的なもの)	障害者更正相談所の設置(広域的なもの)	
	児童福祉			児童相談、児童福祉施設等の入所※	児童相談、保育所の運営	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施			
				児童相談所の設置※	児童福祉施設の設置	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	児童福祉施設の設置(基幹的なもの)	児童福祉施設の設置(広域的なもの)	
				特定児童福祉施設(助産施設・保育所等)の設置認可△		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
	母子福祉			母子相談員の委嘱△		地方のみが実施	地方のみが実施	市町村のみが実施	市町村のみが実施			
				母子・養育福祉資金の貸付△		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
				未熟児の訪問指導△		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
	健康保険				健康保険、老人保険の実施	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	市町村のみが実施	市町村のみが実施	健康保険「地方社会保険事務局、地方厚生局」	健康保険「地方社会保険事務局」	
	年金				年金(申請の受理等)の一部事務を実施	原則として国のみが実施	原則として国のみが実施	市町村のみが実施	市町村のみが実施	年金「地方社会保険事務局」	年金「地方社会保険事務局」	

※：指定都市へ移譲されている事務 △：中核市まで移譲されている事務 ○：特別市まで移譲されている事務

分野	事務	現行 地方		国と地方の関係		都道府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	国と地方の関係	都道府県と市町村の関係	国	地方	国と地方の関係	道州制導入時のイメージ
公立病院	公立病院	[地方支分部局] 独立行政法人国立 病院機構の運営	都道府県 公立病院の運営	上段：現行 下段：道州制での考え 国と地方が重複して実施	上段：道州制 下段：道州制での考え 都道府県と市町村が重複して実施	都道府県と市町村の関係 都道府県と市町村が重複して実施	[地方支分部局] 公立病院の運営 (高度医療・広域)	市町村	公立病院の運営 (高度医療・広域)
		医療法人	医療法人の設立許可	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	都道府県のみが実施	医療法人(市町村)の設立許可 (市町村)の区域を超えないの区域を越えな い)の設立許可	医療法人(市町村)の設立許可 (市町村)の区域を超えないの区域を越えな い)の設立許可	医療法人(市町村)の設立許可 (市町村)の区域を超えないの区域を越えな い)の設立許可
病院	病院		病院の開設、変更等の許可	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	病院(市町村)の開設、変更等の許可	病院(市町村)の開設、変更等の許可	病院(市町村)の開設、変更等の許可
		医薬品	製造販売薬の許可 [地方厚生局]	国のみが実施	国のみが実施	国のみが実施	製造販売薬の許可 [地方厚生局]	製造販売薬の許可 [地方厚生局]	製造販売薬の許可 [地方厚生局]
麻薬	麻薬		販売薬の許可	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が対象に 応じて分担して実施 市町村のみが実施			
			薬局開設の許可	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施	薬局開設の許可 [地方厚生局]	薬局開設の許可 [地方厚生局]	薬局開設の許可 [地方厚生局]
感染症	感染症		感染症にかかっている者に対する受診の報告	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	地方の事務に属して国が関与する	緊急時の都道府県知事に対する新感染症患者に対する受診の報告(本省)	緊急時の都道府県知事に対する新感染症患者に対する受診の報告(本省)	緊急時の都道府県知事に対する新感染症患者に対する受診の報告(本省)
			難病対策△	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	難病対策(研究開発等) [地方厚生局]	難病対策(研究開発等) [地方厚生局]	難病対策(研究開発等) [地方厚生局]
生活衛生	生活衛生		基地、火葬場の経営許可△	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が重複的に実施			
			水道事業の認可(本省)	国と地方が対象に応じて分担して実施	国と地方が対象に応じて分担して実施	都道府県のみが実施	水道事業の認可(広域)	水道事業の認可(広域)	水道事業の認可(広域)
水道事業	水道事業		水道事業の実施(原則)	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が対象に 応じて分担して実施	水道事業の実施(広域)	水道事業の実施(広域)	水道事業の実施(広域)
			民生委員の定数の決定、推薦△	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県は調整を行わない	民生委員の定数の決定、推薦△	民生委員の定数の決定、推薦△	民生委員の定数の決定、推薦△
			民生委員協議会の区域の指定△	地方のみが実施	地方のみが実施	市町村の事務に対し都道府県が調整を行わない	民生委員協議会の区域の指定△	民生委員協議会の区域の指定△	

※：指定都市へ移属されている事務 △：中核市まで移属されている事務 ○：特別市まで移属されている事務

6. 教育や文化・科学技術に関する分野

分野	事務	国	道府県	地方	市町村	国と地方の関係	国と地方の関係	国と地方の関係	道府県と市町村の関係	国	道府県	地方	市町村
教育	大学	[地方支分部局] 設置認可	国立大学法人の設置	公立大学法人の設置	公立大学法人の設置	国が実施	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	都道府県と市町村が重複して実施	[地方支分部局] 設置認可	大学の設置	大学の設置	大学の設置
	高等学校		国立高等学校、市町村立高等学校の設置認可	私立高等学校、市町村立高等学校の設置認可	公立高等学校の設置・管理	地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施		私立高等学校の設置・管理	私立高等学校の設置・管理	私立高等学校の設置・管理
	義務教育	学級編制、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定※	学級編制、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定※	学級編制、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定※	学級編制、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定※	国と地方が重複的に実施	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	都道府県と市町村が重複して実施	学級編制、教職員定数の決定	学級編制、教職員定数の決定	学級編制、教職員定数の決定	学級編制、教職員定数の決定
	教科用図書		小・中学校の教科用図書の採択地区の決定			地方のみが実施	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施				
	学校法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	国と地方が対象に応じて分担して実施	国と地方が対象に応じて分担して実施	国と地方が対象に応じて分担して実施	都道府県のみが実施	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可	私立大学、私立高等学校を設立する法人の認可
文化	芸術文化の振興	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	国と地方が重複して実施	都道府県と市町村が重複して実施	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等の設置
	文化財の保護	国宝、重要文化財の指定	重要文化財等以外の指定	重要文化財等以外の指定	重要文化財等以外の指定	国と地方が対象に応じて分担して実施	国と地方が対象に応じて分担して実施	国と地方が対象に応じて分担して実施	都道府県と市町村が重複して実施	国宝、重要文化財の指定	重要文化財等以外の指定	重要文化財等以外の指定	重要文化財等以外の指定

※: 指定都市へ移譲されている事務 △: 中核市まで移譲されている事務 ○: 特別市まで移譲されている事務



7. 環境に関する分野

分野	事務	現行		国と地方の関係		国と地方の関係		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	国と地方の関係	地方との関係	国	地方	国と地方の関係	地方
地球温暖化対策	オゾン層破壊物質の規制	[地方支分部局] ・基本的事項の策定 ・オゾン層破壊物質の製造許可、指導監督	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	[地方支分部局] ・基本的事項の策定	道州制導入時のイメージ
	フロン類の排出抑制	第一種フロン類回収業者の登録、指導監督 ・フロン類削減指針策定 ・フロン類破壊装置の許可、指導監督	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	フロン類の排出抑制に関する指針策定	道州制導入時のイメージ
公害防止	大気汚染防止	規制基準の策定	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	規制基準の策定	道州制導入時のイメージ
	水質汚濁防止	都道府県に対する報告、緊急時における指示 ・規制基準の策定 ・総取崩減基本方針の策定	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	都道府県に対する報告、緊急時における指示 ・規制基準の策定 ・総取崩減基本方針の策定	道州制導入時のイメージ
廃棄物	一般廃棄物対策	生活排水対策重点地域の指定△	都道府県	地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	生活排水対策重点地域の指定	道州制導入時のイメージ
		基本方針の策定 ・処理基準等の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	基本方針の策定 ・処理基準等の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定	道州制導入時のイメージ
産業廃棄物	産業廃棄物対策	都道府県産業廃棄物処理計画の策定	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県産業廃棄物処理計画の策定	道州制導入時のイメージ
		一般廃棄物処理施設の許可、指導監督 ・一般廃棄物処理施設の整備(保健所設置)	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	都道府県と市町村が重層的に実施	一般廃棄物処理施設の許可、指導監督 ・一般廃棄物処理施設整備(保健所設置)	道州制導入時のイメージ
		基本方針の策定 ・処理基準、処理施設の技術上の基準等の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・国外廃棄物の輸出入等に関する関与	都道府県	国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	基本方針の策定 ・処理基準、処理施設の技術上の基準等の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・国外廃棄物の輸出入等に関する関与	道州制導入時のイメージ

※:指定都市へ移譲されている事務 △:中核市まで移譲されている事務 ○:特別市まで移譲されている事務

分野	事務	現行		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	国	地方
環境影響評価制度	環境影響評価制度	[地方支分部局]	道庁 市町村	国と地方の関係 上段：現状 下段：道州制での考え 地方のみが実施	道州 市町村
	環境影響評価制度 における事業者等への意見提出	環境影響評価制度 における事業者等への意見提出	道庁 市町村	地方のみが実施	道庁 市町村
地球環境	浄化槽	指導、技術上の基準の設定	指導等の実施	国と地方が重層的に実施	指導、技術上の基準の設定
	国立公園	環境大臣の同意による公園事業の執行	環境大臣の同意による公園事業の執行	原則として国のみが実施	環境大臣の同意による公園事業の執行
自然公園	国立公園	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等	原則として国のみが実施	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等
	国立公園	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等	国と地方が重層的に実施	公園事業決定・執行 ・特別地域等の指定、行為制限等
野生動物の保護・管理	野生動物の保護	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定	国のみが実施	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定
	野生動物の保護・管理	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定	国のみが実施	希少種、生息地等の指定 ・希少野生動物保存基本方針の策定
野生鳥獣の保護・管理	野生鳥獣の保護	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定	国と地方が重層的に実施	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定
	野生鳥獣の保護・管理	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定	国と地方が重層的に実施	鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画の策定

※：指定都市へ移譲されている事務 △：中核市まで移譲されている事務 ○：特別市まで移譲されている事務

8. 治安・安全・防災に関する分野

分野	事務	現行		国と地方の関係		道州府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ	
		国	地方	上段：現状 下段：道州制での考え 国が調整を行う	国と地方が対象に応じて分 担して実施 地方のみが実施	上段：現状 下段：道州制での考え 道州府県のみが実施	国	地方	
警察	犯罪捜査	[地方支分部局] 都道府県警察間の区域における犯罪捜査、被害者逮捕	市町村				[地方支分部局] 道州警察内の広域捜査の調整(本庁)	道州	市町村
	風俗営業の許可	風俗営業の許可に關する都道府県公安委員会からの報告の受理及び他の公安委員会への通知(本庁)		都道府県が行う事務について国が連絡を行う	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
	運転免許	風俗営業者の団体(2以上の都道府県にわたるもの)の成立の受理(本庁)		国は連絡を行わない	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施			
防災	消防・救急・救助	消防・救急・救助活動の業務・救助活動の実施		都道府県が行う事務について国が連絡を行う	都道府県のみが実施	都道府県のみが実施	大規模災害等における道州知事への応援要請	市町村間の調整・支援、大規模災害等における市町村長への応援要請	市町村の願望・業務・救助活動の実施
	予防・危険物規制	危険物規制		地方のみが実施	地方のみが実施	都道府県のみが実施		自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣要請
	防災	危険物施設等の届出の受理・予防検査の実施		緊急時に限り、地方が行う事務に対して国が調整を行う	緊急時に限り、地方が行う事務に対して国が調整を行う	緊急時に限り、地方が行う事務に対して国が調整を行う	緊急時の総務大臣による道州知事等に対する指示	消防設備士・危険物取扱者の試験・危険物施設の設置の許可等	消防設備士・危険物取扱者の試験・危険物施設の設置の許可等
		危険物施設の設置の許可(2以上の都道府県にわたるもの)		国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が対等に分担して実施	危険物施設の設置の許可	危険物施設の設置の許可	危険物施設の設置の許可(市町村の区域にとどまるもの)
		都道府県地域防災計画の作成		国と地方が重層的に実施	国と地方が重層的に実施	都道府県と市町村が対等に分担して実施	防災基本計画の作成	都道府県地域防災計画の作成	市町村地域防災計画の作成
		市町村等の災害対策の支援・総合調整		地方の事務に対して国が調整を行う	地方の事務に対して国が調整を行う	地方の事務に対して国が調整を行う	国と地方公共団体の間の災害対策の総合調整	市町村等の災害対策の支援・総合調整	地震・風水害等の災害の予防・警戒・防除等、住民に対する避難勧告

※:指定都市へ移管されている事務 △:核中核市まで移管されている事務 ○:特別市まで移管されている事務

分野	事務	現行		国と地方の関係		都道府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ		
		国	都道府県	市町村	国	地方	都道府県	市町村	国	地方
	武力攻撃事象等における国民保護措置	[地方支分部局] <避難> 警報の発令 避難措置の指示	都道府県 警報の市町村への 通知 避難の指示	市町村 警報の住民等への 伝達 避難指示の住民等 への伝達、避難誘 導	上段：現行 緊急時に限り、地方の行う 事務に対して国が調整を行 う	上段：現行 市町村の事務に都道府県が 連絡・調整・関与	上段：現行 市町村の事務に都道府県が 連絡・調整・関与	[地方支分部局] <避難> 警報の発令 避難措置の指示	国 警報の市町村への 通知 避難の指示	地方 警報の住民等への 伝達 避難指示の住民等 への伝達、避難誘 導
		<救援> 都道府県に対する 救援の指示	救援の実施 市町村に対する救 援の指示	救援の実施 救援への協力	上段：現行 緊急時に限り、地方の行う 事務に対して国が調整を行 う	上段：現行 市町村の事務に都道府県が 連絡・調整・関与	上段：現行 市町村の事務に都道府県が 連絡・調整・関与	<救援> 道州に対する 救援の指示	国 救援の実施 市町村に対する救 援の指示	地方 救援の実施 救援への協力

※：指定都市へ移転されている事務 △：中核市まで移転されている事務 ○：特別市まで移転されている事務

## 道州制導入のメリットに関する具体例

道州制導入の効果をより分かりやすくするため、道州制導入によりもたらされると考えられる個別・具体的なメリット事例を例示する。

事例は、主に広域課題への対応の事例、住民の利便性が向上する事例、施設や設備の有効活用が図られる事例、効率的な行政運営が図られる事例に分類して例示するが、それぞれの事例が複数の効果を併せ持ち、また、複数の事例が組み合わさって総合的な相乗効果を発揮することが道州制導入の最大のメリットである。

## 1 広域課題への対応の事例

## 〔社会資本整備〕

## ①総合交通ネットワークの形成

現在、地方鉄道・バス等公共交通機関については、計画や認可・監督は国土交通省運輸局、整備は各事業者、道路については広域は国土交通省整備局、地域は地方自治体というように、実施主体が分かれており総合的な取り組みに欠けている。

道州制を導入することにより、地域の交通需要等の実態に応じた総合的な交通ネットワークの形成に取り組むことが可能となる。

## ②都道府県間道路の整備促進

現在、県と県をつなぐ県間道路の整備については、両県の進捗度に関きがあり、早期に事業効果を発揮できないことが少なくない。

道州制を導入することにより、国道県道を含めた全体整備に関する事業の優先度が調整され、県境道路についても一体的な道路整備が促進されることから、早期に供用が開始され利用者の利便性が向上する。

## ③港湾の機能強化

現在、ひとつの湾の開発、保全、管理等に関わる制度や事業が複数の県の複数の部署で行われているため、本来持っている豊かさやポテンシャルが十分に発揮されていなかったり、過当競争となったりしている。

道州制を導入することにより、分野・圏域の壁を取り払い、実効性のあるビジョンに基づいた役割分担や機能集約、総合的・一体的な保全や整備・管理が可能となり、港湾の競争力を高めることができる。

## ④空港の機能強化

現在、各県にひとつ又は複数の空港が整備され、それぞれの県が管理・運営等を行っているため、過当競争となったり特色ある空港経営が行われていない。

道州制を導入することにより、空港の役割分担や機能集約を図ることで、それぞれの空港の有効活用を図ることが可能となる。

## 〔産業・経済〕

### ⑤広域的な産業政策の推進

現在、地域産業クラスターの形成促進や新産業の振興などについては、各県や各所管省庁ごとに取り組みが行われている。

道州制が導入され圏境が少なくなり、また国の権限・財源が移譲されることにより、広域的な産業振興を道州が総合的に実施することが可能となり、効果的に事業が推進される。

### ⑥広域的な観光のPR

現在、府県にまたがる広域的な観光資源であっても、県内エリアに限定したPRを行っている場合が少なくない。

道州制を導入することにより、広域的な観光資源を一体としてPRしやすくなるとともに、海外からの誘客とそのため条件整備が広域的に実施され、魅力ある観光地づくり、国際競争力のある観光地づくりが促進される。

### ⑦広域的な国際交流の推進

現在、各地域毎に海外の都市と友好提携するなどして国際交流を行っている。

道州制を導入することにより、より広域的な範囲で選択と集中を行い、ビジョンに基づいた国際交流が可能となる。

### ⑧新品種の農産物の競争力強化

現在、各県が開発した新しい品種の農産物は、多くの場合、開発した県のブランドとするため他県への栽培許諾を認めていない。

道州制を導入することにより、新品種の農作物を一定の品質でまとまった量を確保することが可能となり、国内外の市場での競争力が強化され、地域ブランドの確立が促進される。

### ⑨栽培漁業の推進

現在、各県が種苗生産・放流している魚種のうち、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等は、放流後県境を越えて広域に移動することが報告されている。

道州制が導入され受益を受ける漁業者がひとつの道州に属することにより、放流効果を高めるための中間育成など、つくり育てる漁業への取り組みが促進される。

## 〔福祉・健康〕

## ⑩総合的な子育て支援

少子化対策については、税制や児童手当、雇用制度など、全国で統一して実施すべきものもあるが、地域や住民に密着した取り組みが求められるものも少なくない。また、現在の子育て支援対策は、国が細かいところまで規定しているため、地方の自主性が発揮しにくいばかりか、施策が地方の実情に合っていない、所管が縦割りで類似・重複した取り組みが行われ、有効性・効率性に欠けるなど様々な課題を有している。

道州制を導入することにより、地域の実情にあった制度を創設し、一元的、総合的な子育て支援対策の実施が可能となる。

## ⑪広域的な感染症対策

感染症はその発生が狭い地域にとどまるものではないため、圏域を越えた対応が必要である。

道州制を導入することにより、感染症病床の共同整備や専門的医療機関の有効活用など、より広域的な対策が可能となる。

## ⑫広域的な薬事指導

現在、薬事関係業態が広域化・多様化しているため、薬事関係許認可、監視指導等において各県で法の運用や対応に差異が見られることがある。

道州制を導入することにより、運用解釈・許認可手数料・要項等で定めている特例販売業の販売品目等について、より広範囲で統一的な規制や指導が可能となる。

## 〔教育・文化・科学技術〕

## ⑬有害環境の規制

現在、各県単位で有害図書・有害環境等の規制に差があるため、有害図書等に指定されていても、容易に隣県から入手できる状態となっている。

道州制を導入することにより、広範囲での規制等の統一が可能となり、有害環境の浄化が促進され、健全な青少年育成につながる。

## 〔環境〕

## ⑭流域の総合管理・国土保全

森林、河川、農地等の管理・保全については、環境、国土保全、防災、健全な水循環といった観点からは、流域を単位として総合的に進める必要がある。林業振興を基本としたこれまでの森林に対する政策・制度は限界に来ており、河川は管理者ごとに取り組みが分かれ、水質の保全についても縦割りで取り組みが分かれている。

また、県が異なることもあって、下流域住民の上流地域への関心が弱いという問題も存在する。道州制を導入することにより、上流から下流まで一体となった総合的な

流域保全体対策が可能になる。

#### ⑮水道事業

道州制を導入することにより、同一水系における複数河川の水道事業の統合が可能となり、渇水時における水資源の融通などについて、迅速な対応が可能となる。

#### ⑯広域的な排出ガス規制

自動車の排出ガス規制は、ひとつの県で規制を行ってもその実効性が少ない。  
道州制を導入することにより、広域的な基準設定や規制など、より有効な対策が可能となる。

#### ⑰廃棄物の処理計画

現在、産業廃棄物は県域を越えて移動しており、排出、中間処理、最終処理が府県を越えた広域にまたがって処理されている。

道州制を導入することにより、産業廃棄物の広域的な処理計画の策定・実施、リサイクル資源の確保、不法投棄の効果的な取締りなどが可能となる。

また、現行の産業廃棄物税も都道府県によって導入状況にばらつきがある。  
道州制を導入することにより、より統一的な基準に基づく課税制度への移行が可能となる。

#### ⑱国立公園の活用

国立公園は複数の県にまたがる広範囲なものが多いため、各県の国立公園の開発や保護に対する考え方が異なる場合に、その調整が難しいことが少なくない。

道州制を導入することにより、統一したビジョンで国立公園の利活用を図ることが可能となる。

#### ⑲鳥獣保護

野生鳥獣の生息域は広範で、県の区域を越えて生息している。

道州制を導入することにより、実際の生息域に見合った広範な鳥獣保護計画の策定や保護区域の確保など、より有効な対策が可能となる。

#### 〔治安・安全・防災〕

#### ⑳広域災害に対する効果的な防災体制整備



道州制を導入することにより、大規模な地震や風水害等、広域災害に対応するための効果的・効率的な防災体制の整備が可能となる。

- ・防災拠点施設の計画的・効果的な配置
- ・防災情報システムの一元化による防災情報の円滑・迅速な提供
- ・広域展開企業等との防災協定の円滑化
- ・防災関係スペシャリストの養成、特殊・高度な資機材の整備
- ・防災関係資機材や救援物資の効率的な備蓄と運用

#### ㉑災害発生時の指揮命令系統の一元化

道州制を導入することにより、府県域を越える大規模災害発生時に、他団体への応援要請、国や関係機関との連絡調整等が簡素化され、迅速な対応が可能となる。

また、被害情報収集・応急危険度判定などの業務を広域的に標準化することにより、迅速かつ適切な対応が可能となる。

#### ㉒武力攻撃事態における迅速な国民保護措置

道州制を導入することにより、日本に対し武力攻撃が行われた場合の府県域を越えた避難・救援等の国民保護措置が迅速かつ円滑に実施できる。

#### ㉓家畜伝染病発生時の迅速な対応

道州制を導入することにより、道州を1つの防疫単位とすることで、現在、家畜伝染病発生時に県、国、他県の流れで行っている人員要請の国への要請部分が省略でき、必要な人員、防疫資材を迅速に必要な地域へ投入することが可能となる。

#### ㉔広域的な犯罪捜査

現在、都道府県境を越えた犯罪捜査が迅速に行われているとはいえ、検挙率の低下にもつながっている。

道州制を導入し道州単位で警察を組織することにより、広域的な犯罪捜査を迅速かつ効果的に行うことが可能となるとともに、広域災害時の緊急対応も円滑に行われるようになる。

#### 〔 その他 〕

#### ㉕広域的な課税の実施

産業廃棄物やプレジャーボートに対する課税など、一つの都道府県だけで実施しても効果の上がない課税であっても、

道州制を導入することにより、その目的に沿った広域での課税が可能となる。

#### ㉖人材育成と広域的な人材配置

道州制を導入することによるスケールメリットにより、高度な専門知識を必要とする職員に長期間の研修を行う制度を設け、優秀な人材を育成できるとともに、対策が必要な地域に能力の向上した職員を重点的に配置することが可能となる。

## 2 住民の利便性が向上する例

### ㉞ 道路の利便性向上

道州制を導入し一般国道の管理が道州に移管されることにより、道路情報が一元化され、事故や災害の情報を迅速に把握して住民に提供できるようになる。

また、除雪作業などについては、地域内を一体的・計画的に行うことができるようになり、対応済みの箇所と未対応の箇所が混在することがなくなり、道路利用の利便性が増すとともに、スケールメリットにより管理コストを削減できる。

### ㉟ 河川情報の利便性向上

現在、河川情報については、国や都道府県がそれぞれ管理する河川の情報を提供しており、河川の上流部と下流部で管理者が異なる場合などは、複数のところから情報を取得する必要があり、また、情報の内容も異なることから、知りたい情報の迅速な入手が困難となっている。

道州制が導入され水系毎の河川の管理が一元化されることにより、河川情報をもっとわかりやすく有効なものとなる。

### ㊱ 農地転用の迅速化

4haを越える農地転用の許可権限が道州に移譲されることにより、農地転用と都市計画法や森林法による開発許可の窓口を一本化でき、手続きの煩雑さが軽減されるとともに、申請から許可までの時間が短縮され、申請者の利便性が向上する。

### ㊲ 地域の実情に応じた無料職業紹介

道州制が導入され、無料職業紹介が道州に移管されることにより、地域の産業行政や雇用行政と連携した有効な職業紹介を行うことができるようになる。

### ㊳ 申請様式の統一化

現在、各都道府県により各種の申請様式・手続き等に違いがある。

道州制を導入することにより、申請様式や手続きが共通化されれば、手続きのワンストップ化が図られるなど、申請を行う住民や企業の利便性が向上する。

### ㊴ 納税者の申告・納税手続きの負担軽減

道州制を導入することにより、複数都道府県に事務所を有する法人や個人は、事業税や県民税に係る申告・納税を一度で済ますことができ、納税者の事務負担を軽減できる。

### 3 施設や設備の有効活用が図られる例

#### ⑬情報ネットワークの有効活用

現在、各県単位で情報ハイウェイを保持しているため、個々に開発や維持管理のためのコストが発生している。

道州制を導入することにより、スケールメリットが生じ、ネットワーク基盤の維持管理コストを抑制できるとともに、有効活用が図られる。

(例) 防災…防災情報の共有

医療…電子カルテの共有化、遠隔医療

教育…教育コンテンツの共有、学校間交流、高大連携

#### ⑭高度・特殊医療施設の整備

道州制を導入することにより、心神喪失者等医療観察法による指定入院医療機関や結核・精神の合併症病棟の整備など、高度医療や特殊医療にかかる施設整備について県境を越えた広域的な対応が可能となる。

#### ⑮周産期医療ネットワークの構築

道州制を導入することにより、現在の県境を越えた医療圏が設定され、ハイリスク妊婦や未熟児等の保健指導、搬送体制の確立のための広域での医療機関の連携、効果的なネットワークが構築でき、医療サービスの向上につながる。

#### ⑯地方公設試験研究機関の活性化

道州制を導入し道州内の公設試験研究機関を工業系、農業系、水産系等に組織化することにより、効率的で効果的な試験研究が可能となる。

更には、道州内の国系研究機関との連携や統合等により、道州単位で国際レベルの研究ポテンシャルを有することも可能となる。

### 4 効率的な行政運営が図られる例

#### ⑰効率的な災害復旧

現在、災害発生後の河川の復旧工事において、河川を管理する国、県、市町村それぞれから工事が発注されているため、結果的に復旧工事が進まないことがある。

道州制を導入し河川を一元的に管理することにより、復旧工事が一体的に行われ、迅速な復旧が行われるとともに、経費の削減につながる。

#### ⑱水産資源管理事務の効率化

現在、水産資源回復計画を策定するにあたり、同じ政策であっても海域ごとに、太平洋区の資源は水産庁と瀬戸内海の資源は瀬戸内海漁業調整事務所と協議するという効率の悪い事務を行っている。

道州制を導入し水産庁の管理区分も変えることにより、効率のよい事務が可能となる。

#### ③⑨ バックオフィス系情報システムに係る開発・運用コストの抑制

現在、人事給与、財務会計、文書管理等のバックオフィス系情報システムについては、各県で開発・運用を行っているため、個々にコストが発生している。

道州制を導入することにより、スケールメリットが生じ、システムの開発・運用にかかるコストを削減することができる。

#### ④⑩ 効率的な試験検査体制の整備

道州制を導入することにより、現在の都道府県を越えた広範囲にわたる医療情報を提供することが可能となる。

また、衛生研究所等の試験検査施設についても、集約的かつ効率的な設備投資や人的配置が可能となり、高度な試験検査体制の整備を図ることができる。

#### ④⑪ 国民体育大会の効率的な開催

現在、国民体育大会はひとつの都道府県で単独で開催されている。

道州制を導入し広域で開催することにより、既存施設の有効活用が図られるとともに、準備・運営に係る財政負担が軽減される。

#### ④⑫ 施設の効率的配置

道州制を導入することにより区域が広域化すれば、各県が設置している各種の公設試験研究機関や農業大学校、種苗生産施設などの統廃合が可能となり、効率的な施設配置を行うことができる。

役割分担の現状と道州制下で想定できるあり方（具体的な事例：道路、教育、国際観光振興）

	<p>第 28 次地方制度調査会 第 24 回専門小委員会資料 (H17.6.27)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18.6)</p>
<p>道路</p>	<p>現行（道路の管理） 国：高速自動車国道の設置・管理、一般国道(指定区間)の管理 都道府県：一般国道(指定区間外)の管理、都道府県道の管理 市町村：市町村道の管理 *国、都道府県、市町村が対象を分担して実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 国：高速自動車国道(基幹的なもの)の設置・管理、一般国道(基幹的なもの)の管理 都道府県：高速自動車国道の設置・管理、一般国道と都道府県道の管理(広域) 市町村：一般国道と都道府県道の管理(地域完結)、市町村道の管理 *基幹的なネットワークに係るもののみを国が実施し、その他は地方。 *2以上の市町村にわたるネットワークに係るものを道州が実施し、その他は市町村が実施する。</p>	<p>広域行政課題の例として 広域的な交通・物流・社会資本整備（道路など） 広域自治体が担う事務のイメージ 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置管理（一般国道等） 道州制導入のメリットに関する具体例 ①総合交通ネットワークの形成（国と地方自治体に、実施主体が分かれており総合的な取り組みに欠けている。道州制の導入により、地域の交通需要等の実態に応じた総合的な交通ネットワークの形成が可能に。） ②都道府県間道路の整備（見聞道路の整備については、両県間の進捗度に関わらず、早期に事業効果を発揮できない例がある。道州制の導入により、国道県道を含めた全体整備に関する事業の優先度が調整され、見聞道路について一体的な整備が促進される。） ③道路の利便性の向上（道州制の導入により一般国道の管理が移管され、道路情報の一元化は供養、除雪作業などを地域内で一体的・計画的に行うことが可能になる。）</p>
<p>教育</p>	<p>現行（義務教育） 国：学級編成、教職員定数の標準の決定 都道府県：学級編成、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定 市町村：公立小中学校の設置・管理 *国、都道府県、市町村が重層的に実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 国：学級編成、教職員定数の標準の決定 市町村：学級編成、教職員定数の決定、公立小中学校の設置・管理、教職員の任免・給与の決定 *国と地方が重層的に実施するが、地方は市町村のみが実施 現行（高等学校教育） 都道府県：公立高等学校の設置・管理 市町村：公立高等学校の設置・管理</p>	

	<p>第 28 次地方制度調査会 第 24 回専門小委員会資料 (H17. 6. 27)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18. 6)</p>
<p>教育 (つづき)</p>	<p>* 地方のみが実施。都道府県と市町村が重複して実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 都道府県：公立高等学校の設置・管理（補完） 市町村：公立高等学校の設置・管理（原則） * 地方のみが実施。道州と市町村が重複して実施</p>	
<p>観光振興</p>	<p>現行（旅行業の登録） 国：外国旅行取扱業者に係る登録 都道府県：国内旅行のみ取扱業者に係る登録 * 国と都道府県が対象を分担して実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 道州：旅行業の登録 * 道州のみが実施  現行（ホテル及び旅館の登録） 国：ホテル及び旅館の登録 * 国のみが実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 道州：ホテル及び旅館の登録 * 道州のみが実施</p>	<p>広域行政課題の例として 国際観光振興（外国に対する誘客活動など） 広域自治体が担う事務のイメージ 観光の基本方針の策定 道州制導入のメリットに関する具体例 広域的な観光のPR（府県にまたがる広域的な観光資源であっても、県内工 リアに限定したPRを行っている例が少なくない。道州制の導入により、広 域的な観光資源を一体としてPRしやすくなることも、海外からの誘客と そのための条件整備が広域的に実施される。）</p>